

山梨県公報

第二千三百五号

平成二十五年

三月十一日

月 曜 日

目 次

保安林の指定の予定(二件)……………一六五

道路の供用開始……………一六六

収入証紙指定売りさばき人の指定……………一六六

公 告

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定……………一六六

指定施設要件変更保安林の所在不分明通知(十二件)……………一六七

土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一七五

告 示

山梨県告示第七十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

甲府市右左口町字日蔭山四六八八の一・中畑町字滝戸山二二八四の一九〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字日蔭山四六八八の一・字滝戸山二二八四の一九〇(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

(二) 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲府市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 保安林の所在場所

北杜市須玉町比志字塩ノ和田六一九、六二一、六二三の二、六二三の三、六二四の二、字反保七六七、七六八、七七〇から七七二まで、七七四、七七六、七七七、八一

二

指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施設要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字塩ノ和田六一九、六二三の二・字反保七六七・七七二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

字塩ノ和田六二三の三、六二四の二、字反保七六八、七七〇、七七一、七七四、七七六、七七七、八二一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度

(二) 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県国土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この公告の日から平成二十五年四月一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府笛吹線	笛吹市石和町河内字宮窪一〇三番の二地先から 笛吹市石和町小石和字神明一二四番地先まで		三六・七	平成二十五年三月十三日

山梨県告示第七十七号

山梨県収入証紙条例（昭和三十九年山梨県条例第十七号）第六条第一項の規定により山梨県収入証紙指定売りさばき人を次のとおり指定した。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横内正明

売りさばき場所	住 所	氏 名	指 定 年 月 日
笛吹市八代町米倉千四百四十七番地	笛吹市八代町米倉千四百四十七番地	山梨プロイラ 事業協同組 合 代表理事 米山義智	平成二十五年二月二十七日

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者等の指定
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項、第四十六条第一項及び第五十三条第一項の規定により、次の者を指定居宅サービス事業者等として指定した。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横内正明

名 称	所 在 地	介護保険事業 所番号	サービスの種類	指 定 年 月 日
デイサービス あづまや	山梨県甲府市 和田町七百五 十五番地二	一九七〇二〇 三六四二	介護予防通所介護 通所介護	平成二十五年 一月二十一日
デイサービス センターきた じま苑お伊勢 の杜	山梨県笛吹市 八代町北字伊 勢之宮千二百 九十番地一	一九七一一〇 〇八一六	介護予防通所介護 通所介護	
あおぞらヘル パーステーシ ョン	山梨県南アル プス市下宮地 六百九十五番 地二	一九七一一〇 一〇三二	介護予防訪問介護 訪問介護	平成二十五年 二月一日
特定非営利活 動法人ケアサ ポート甲斐コ アラ	山梨県甲斐市 篠原四千五十 八番地二	一九七二七〇 〇五七八	介護予防訪問介護 訪問介護	
あい下今井	山梨県甲斐市 下今井二千六 百八十九番地 三	一九七二七〇 〇五八六	介護予防通所介護 通所介護	平成二十五年 二月十日
あい清里別館	山梨県北杜市 高根町村山北 割千三百八十 六番地一	一九七一九〇 〇四七五	介護予防通所介護 通所介護	
ケアステーシ ョン北杜	山梨県北杜市 高根町村山北	一九七一九〇 〇四六七	居宅介護支援	

割千三百八十
六番地一

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字向原九六九五の二八、九六九五の二九	新世不動産（株）
南都留郡道志村字長又二二四九八の内一	池谷裕
南都留郡道志村字長又二二四九八の四	池谷久二郎
南都留郡道志村字長又二二四九八の九	池谷利男
南都留郡道志村字西向二二六三七の一	池谷奥次郎
南都留郡道志村字西向二二六九九の三	池谷竹松
南都留郡道志村字川原畑八一七二の一	佐藤亨幸

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町田野字雨沢九一・九二・九三（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。） 一〇	平山甚之丈
甲州市大和町初鹿野字桂の窪四二九〇（次の図に示す部分に限る。）	有賀勝雄
甲州市大和町初鹿野字赤なき四四三一（次の図に示す部分に限る。）	古屋澄江
甲州市大和町初鹿野字水無シ四四四七（次の図に示す部分に限る。）	益田弥五郎
甲州市大和町初鹿野字水無シ四四四八（次の図に示す部分に限る。）	手塚萬作

甲州市大和町初鹿野字六沢四五七三（次の図に示す部分に限る。）	一手塚金吾
甲州市大和町初鹿野字六沢四五七一（次の図に示す部分に限る。）	古屋勉
甲州市大和町初鹿野字天狗松四六〇二の一・四六〇三（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）	野澤和雄
甲州市大和町初鹿野字天狗沢四六〇四・四六二九以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）	木下幾造

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十三号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十一日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

北杜市須玉町比志字横打五八四五、五八四六、五八四七	藤原一子
北杜市須玉町比志字横打五八五〇	小林長男
北杜市須玉町比志字横打五八五一	比志組
北杜市須玉町比志字横打五八六九の二、五八六九の三、五八七三の二	藤原善村

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百二十一号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を山中湖村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十一日

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所

通知の相手方

山梨県知事 横 内 正 明

南都留郡山中湖村平野字不動坂二四六三の一、二四六四の一	羽田佳啓
南都留郡山中湖村平野字不動坂二四六七の一、二四六九の一、二四七〇の三	寺島幸子、湯沢恵美子
南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の三〇九	齊藤喜由

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百二十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を西桂町役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡西桂町倉見字上唐沢一四一一の二	渡邊彬

南都留郡西桂町倉見字上唐沢一四三五の二、一四三五の三	川村義富
南都留郡西桂町倉見字上唐沢一四三九の二	佐藤廉之助
南都留郡西桂町倉見字六口一四六七の二、一四六七の四、一四七七の二	武藤政雄
南都留郡西桂町倉見字松久保一六六四の三	渡辺寅藏
南都留郡西桂町倉見字山葵沢一七二二の一、一七二二の四	宝養寺
南都留郡西桂町倉見字小屋ノ入一七二五の二	志村利明

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び西桂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十二条の三において準用する第三十二条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市須玉町小尾字大平二〇四〇	有井幸保
北杜市須玉町小尾字川戸四八二六の一、四八二六の二	有井操
北杜市須玉町小尾字川戸四八二七	小林兵三郎
北杜市須玉町江草字高畑一〇三四九の二、字天神一〇四六の一	八巻芳鷹
北杜市須玉町江草字源蔵一六七二九、一六七三〇	小沢奥吉
北杜市須玉町江草字源蔵一六七三の一、一六七三の二	小澤隆倫
北杜市須玉町江草字源蔵一六七六一の二	小澤浩典
北杜市明野町小笠原字桜平六五三〇の二、六五三六の二	松坂長男
北杜市明野町小笠原字桜平六五三八の四	細川喜文

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
北杜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百五十八号

● 指定施業要件変更保安林の所在不明通知

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を南アルプス市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南アルプス市築山字金山八七六の一	飯田政太郎
南アルプス市築山字金山八七七	小林文太郎
南アルプス市築山字金山八八六	市川昌長
南アルプス市築山字金山八九一	相原金吾
南アルプス市築山字金山八九四、八九五	市川隆訴
南アルプス市築山字金山九〇〇、九〇一	志村弘毅、早川三郎
南アルプス市築山字金山九〇三	飯野清重、早川三郎
南アルプス市築山字家下四五八	志村弘毅
南アルプス市芦安字倉野一七六、二四七	森本尋文

南アルプス市芦安芦倉字ソネヨセ一六〇〇の一、一六〇〇の二	櫻本國太郎
南アルプス市芦安芦倉字柴平一六三六の一、一六三六の三	深沢松弘
南アルプス市芦安芦倉字マキガレ一六六五の一、一六六五の三	矢崎昌敏
南アルプス市芦安芦倉字上梅ス沢一二二二	青木文治
南アルプス市芦安通字向林六七一（次の図に示す部分に限る。）	名取宏
南アルプス市上宮地字上ノ山三九〇九の一	塚原進
南アルプス市塩前字塩沢東四三〇の二	塩谷忠之、鹽谷實
南アルプス市築山字金山八九三	和泉春子
南アルプス市芦安芦倉字マキガレ一六三九の一、一六三九の三、一六五九の一、一六五九の三、字柴平一六三五の一、一六三五の三	清水とらじ
南アルプス市平岡字深沢二九九八（次の図に示す部分に限る。）	平岡養蚕農業協同組合

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
南アルプス市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び南アルプス市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 四 保安林の指定施業要件変更の告示
平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百三十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を道志村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
南都留郡道志村字板橋一三三七の三	長田照正
南都留郡道志村字板橋一三三二九	長田清七郎
南都留郡道志村字板橋乙一三三二九	武本世雄、三和商事（株）
南都留郡道志村字白井平一二二五四の二（次の図に示す部分に限る。）、字久保平一九二八	池谷高一郎
南都留郡道志村字久保平一九二九の四	水越広政
南都留郡道志村字久保平一九二九の五、字白井平一二二四七	水越義教
南都留郡道志村字久保平一九二九の七（次の図に示す部分に限る。）、字白井平二〇七二の二	水越佐忠
南都留郡道志村字白井平一二二五三の二（次の図に	水越弥助

示す部分に限る。）	
南都留郡道志村字白井平二二一五四の五	長田興作
南都留郡道志村字白井平二二三二六の三	水越彦治
南都留郡道志村字白井平二二三三四乙（次の図に示す部分に限る。）	水越円蔵
南都留郡道志村字小山二二七二四（次の図に示す部分に限る。）	池谷九兵衛
南都留郡道志村字小山二二七二六の一	池谷浪吉
南都留郡道志村字小山二二七二九（次の図に示す部分に限る。）	天野七郎兵衛

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九條の規定

により、通知の内容を小菅村役場に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。
平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明
指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北都留郡小菅村字御堂街道四二〇	守重亀吉
北都留郡小菅村字釜土沢七一八（次の図に示す部分に限る。）	船木庄武
北都留郡小菅村字笹畑八四〇・八四九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	奥秋松次郎
北都留郡小菅村字笹畑八五一（次の図に示す部分に限る。）	奥秋官平
北都留郡小菅村字笹畑八五八（次の図に示す部分に限る。）	奥秋栄蔵
北都留郡小菅村字玉川二四四三の二	加藤尚明
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八三六の内二（次の図に示す部分に限る。）	亀井志げの
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八四七	岡部彦兵卫
北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五〇（次の図に示す部分に限る。）	奥秋権右卫門
北都留郡小菅村字山沢入三六七八（次の図に示す部分に限る。）	木下大吉
北都留郡小菅村字山沢入三六八一	山崎豊吉
北都留郡小菅村字山沢入三七〇九（次の図に示す部分に限る。）	船木勘作

分に限る。）	
北都留郡小菅村字山沢入三七一四の内一（次の図に示す部分に限る。）	船木喜市郎
北都留郡小菅村字腰越四〇八九（次の図に示す部分に限る。）	古家清十郎
北都留郡小菅村字腰越四〇九〇（次の図に示す部分に限る。）	古家嘉市
北都留郡小菅村字菅平五八三六	清水彦六
北都留郡小菅村字鯨沢五八五六（次の図に示す部分に限る。）	木下金太郎
北都留郡小菅村字橋立向五九一七（次の図に示す部分に限る。）	古家市太郎
北都留郡小菅村字川久保向六〇四四（次の図に示す部分に限る。）	古菅嘉平
北都留郡小菅村字川久保向六〇四九（次の図に示す部分に限る。）	藤木松次郎
北都留郡小菅村字宮川六二二三の一・六二二六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	古菅五郎兵卫
北都留郡小菅村字宮川六二二三の三（次の図に示す部分に限る。）	木下善吉

- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び小菅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百七号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する第三十三條第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九條の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九四の二部分に限る。）	平山甚之丈
甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九四の二	根津増吉
甲州市大和町初鹿野字火造口一〇九五の二、字西大志戸四七八四、四七八五、四七八六	雨宮祥二
甲州市大和町初鹿野字勝立場四〇五三（次の図に示す部分に限る。）	古屋滋
甲州市大和町初鹿野字向山四〇八〇	川久保組
甲州市大和町初鹿野字習澤日影四〇八六、四〇九四、四〇九五の一	手塚武寿

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十五号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲州市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲州市大和町初鹿野字南阿弥陀沢四〇六七（次の図に示す部分に限る。）	古屋滋
甲州市大和町初鹿野字南阿弥陀沢四〇六八（次の図に示す部分に限る。）	手塚武寿
甲州市大和町鶴瀬字猪久保道上二一六の一、一一一六の四	塩野源甫

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
甲州市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百十四号

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定により、通知の内容を甲斐市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
甲斐市亀沢字枇杷坂五九〇五の二	船形神社

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(-) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び甲斐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

四 保安林の指定施業要件変更の告示

平成二十五年一月二十四日農林水産省告示第三百二十三号

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成二十五年三月十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 組合の名称

富士吉田市中丸土地区画整理組合

二 事務所所在地

富士吉田市下吉田千八百四十二番地 富士吉田市役所都市整備課内

三 施行地区

富士吉田市小明見字先土久保、字中丸、字愛地宿、字上中丸及び字滝澤の各一部

四 設立認可の年月日

平成十六年一月八日

五 事業施行期間

平成十五年度から平成二十六年年度まで

六 変更認可の年月日

平成二十五年三月十一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番